

# 「働き方改革推進」に向けた説明会

～来春から無期労働契約への転換申込みが本格化します～  
 ～10月から育児休業が2歳まで延長されます～



## のご案内

「ニッポン一億総活躍プラン」において、「働き方改革」は最大のチャレンジと位置付けられていることから、道内における働き方改革の実行を推進するため、以下についてご理解をいただくための説明会を北海道労働局と北海道庁の共催により、道内7か所で開催します。是非、ご参加いただき、**就業規則等の整備等**必要な対応を行っていただきますようお願いいたします。

### <非正規労働者の処遇改善>

平成30年4月には有期契約労働者からの本格的な無期転換申込みが見込まれることから、**キャリアアップ助成金**の活用による非正規社員の処遇改善を行うなど、**「無期転換ルール」の申込みに向けた検討**が必要です。

### <女性活躍の推進>

育児・介護を理由に離職することを防ぐとともに、育児休業や介護休業等を利用しやすい職場環境の整備を促進するため、平成29年3月31日に育児・介護休業法を改正する法律が成立、同日に公布され、**平成29年10月1日**から施行されるため、施行日までに**就業規則の整備**が必要です。

### <主催>



北海道労働局(厚生労働省)



北海道

### <開催日時>

裏面をご覧ください

### <参加費>

無料

### <内容>

- ・「働き方改革」及び労働契約法の「無期転換ルール」について
- ・キャリアアップ助成金について
- ・働き方改革支援センターによる支援について

### <「働き方改革」の事例紹介>

- ・育児・介護休業法の改正について
- ・ハラスメント防止対策について

これからの働き方を考えましょう!



### <申込方法>

・裏面にご記入の上、下記あてFAXによりお申し込みください(**先着順**)。各会場の定員に達し次第、締め切らせていただきます。

・なお、**札幌会場**については**駐車場が利用できません**ので公共交通機関をご利用ください。また、他の会場についても駐車できる台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

### <お問い合わせ先>



厚生労働省 北海道労働局雇用環境・均等部 指導課

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎

Tel:011-709-2715

FAX:011-709-8786

※送付状なしでこのままお送りください。  
 ※番号間違いにご注意ください。



厚生労働省北海道労働局  
 雇用環境・均等部 行  
 (FAX 011-709-8786)

先着順

<開催日時等>

| 地域 | 会場名         | 会場         | 所在地                         | 定員   | 開催日        |   | 開催時間        |
|----|-------------|------------|-----------------------------|------|------------|---|-------------|
| 北見 | 北見市民会館      | 1号室        | 北見市常磐町2-1-10                | 120人 | 平成29年7月12日 | 水 | 13:30~15:30 |
| 室蘭 | 胆振総合振興局     | 3FA・B会議室   | 室蘭市海岸町1-4-1<br>むろらん広域センタービル | 150人 | 平成29年7月20日 | 木 | 13:30~15:30 |
| 釧路 | 釧路市生涯学習センター | 学習室705・706 | 釧路市幣舞町4-28                  | 90人  | 平成29年7月27日 | 木 | 13:30~15:30 |
| 函館 | サン・リフレ函館    | 大会議室       | 函館市大森町2-14                  | 100人 | 平成29年8月4日  | 金 | 13:30~15:30 |
| 帯広 | とかちプラザ      | 大集会室西      | 帯広市西4条南13丁目1                | 100人 | 平成29年8月9日  | 水 | 14:00~16:00 |
| 旭川 | 上川総合振興局     | 3F講堂       | 旭川市永山6-19-1-1               | 100人 | 平成29年8月22日 | 火 | 13:30~15:30 |
| 札幌 | 第1地方合同庁舎    | 2F講堂       | 札幌市北区北8条西2丁目1-1             | 200人 | 平成29年8月28日 | 月 | 10:00~12:00 |
|    |             |            |                             | 200人 | 平成29年8月28日 | 月 | 14:00~16:00 |
|    |             |            |                             | 200人 | 平成29年8月29日 | 火 | 10:00~12:00 |
|    |             |            |                             | 200人 | 平成29年8月29日 | 火 | 14:00~16:00 |

<申込書>

※各会場へご来場の際は、本紙を受付にご提示ください。  
 ※複数名のご参加は調整させていただく場合があります。

| 参加希望地域<br>※参加希望会場に○を付けてください。                           | ふりがな<br>企業・団体名 | 所在地・電話番号              | ふりがな<br>出席者役職・氏名 |
|--|----------------|-----------------------|------------------|
| 北見・室蘭・釧路<br>函館・帯広・旭川<br>札幌 8/28 午前・午後<br>札幌 8/29 午前・午後 |                | 〒 -<br>TEL -<br>FAX - |                  |

※札幌会場は希望する日に○を付けるとともに、希望する時間帯にも○をお付けください。

育児・介護休業法の主な改正内容

- 1歳6ヶ月に達した時点で、保育所に入れられない等の場合に再度申請することにより、育児休業期間を「**最長2歳まで**」延長できる。
- 上記に合わせ、**育児休業給付の支給期間を延長**する。

